

【第1条】（目的）

本会は、貴景勝を激励支援することを目的し、会員の親睦を図ることを目的とする。

【第2条】（名称）

本会は、貴景勝後援会と称し、事務局を芦屋市公光町4-28に置く。

【第3条】（組織）

本会は、第4条に定める会員をもって組織し、理事会(会長・副会長・理事・会計監査)を置く。

【第4条】（会員）

本会は、目的に賛同する個人会員・家族会員・法人団体会員で構成する。
反社会的勢力関係者の入会を一切認めない。また、後日発覚した場合は退会とする。
入会を希望するものは、申込用紙に記入し事務局へ届け出る。
会員資格は会費納入することにより生じ、年度は4月1日から3月31日までとする。
次年度以降は案内にしたがい年度末までに会費納入をおこなう。

【第5条】（脱会）

本会からの脱会は、脱会届および会費の未納により脱会と認める。尚、既納の会費は返金しない。

【第6条】（会計）

本会は、会費をもって運営する。

【第7条】（細則）

本規約の定めがない事項は、理事会の審議を経て会長が別に定める。